

# 利用者のために

## I 2023年漁業センサスの概要

### 1 調査の目的

2023年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### 2 根拠法規

2023年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

### 3 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象

### 4 調査の対象

#### (1) 海面漁業調査

##### ア 漁業経営体調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

##### イ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合（水協法第 18 条第 2 項の内水面組合（以下同じ。）を除く。）をいう。）。

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った魚市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 7.5kW（10 馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

5 抽出方法

(1) 海面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

(2) 内水面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合。

(3) 流通加工調査

令和 6 年の 1 月 1 日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所。

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 海面漁業地域調査

(ア) 資源管理・漁場改善の取組

(イ) 会合・集会等の開催状況

(ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 漁場環境
- (ウ) 遊漁の状況
- (エ) 活性化の取組

### (3) 流通加工調査

#### ア 魚市場調査

- (ア) 魚市場の施設及び取扱高
- (イ) その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

#### イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (ア) 事業内容
- (イ) 従業者数
- (ウ) その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

## 7 調査期日

### ア 海面漁業調査、内水面漁業調査

令和5年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）

### イ 流通加工調査

令和6年1月1日現在（一部の項目については、令和5年11月1日現在又は過去1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の実績）

## 8 調査方法

### (1) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

### (2) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

### (3) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

## 9 集計方法

### (1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。

## (2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区分	調査票配布数	有効回答数
海面漁業調査		
漁業経営体調査	67,067	65,662
海面漁業地域調査	2,134	2,134
内水面漁業調査		
内水面漁業経営体調査	4,178	4,076
内水面漁業地域調査	1,053	1,052
流通加工調査		
魚市場調査	759	759
冷凍・冷蔵、水産加工場調査	7,989	7,325

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

## 10 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

## II 用語等の解説

### 流通加工調査（冷凍・冷蔵、水産加工場調査）

調査期日	令和6年1月1日
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機7.5kW（10馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。 なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。
水産加工場	販売を目的として調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	(1)漁業経営体調査の「会社」に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水協法第2条に規定する漁協、漁連及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水協法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
常時従業者	以下のア～エのいずれかに該当する者をいう。 ア 個人事業主及び無給の家族従業者 イ 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者） ウ 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者） エ 出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
うち、雇用者	常時従業者のうち雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている者）に該当する者をいう。
その他	常時従業者以外の従業者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者等をいう。
外国人	国籍が日本以外の人で、事業者と雇用契約を結んで、業務に従事している外国人とする。 なお、技能実習の外国人は含むが、研修生は含まない。
冷蔵能力	常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。収容能力とは「壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積」（倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日国総貸施第25号）をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。

水産加工品

水産動植物を主原料（原料割合 50%）として製造された食用加工品、油脂、飼料、肥料をはじめ、生鮮水産物や食用加工品を凍結した冷凍水産物のことをいう。

冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に含む。また、加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等、ゆでたまま販売するものは含まない。ただし、ゆでた後に凍結し保存性を高めている場合は、冷凍水産物として水産加工品に含める。

年間販売金額

過去1年間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）に販売した製品の販売金額（消費税を含む。）

なお、平均販売金額は、各販売金額階層の中位数に、それぞれの水産加工工場数を乗じ（10億円以上の階層は当該階層の水産加工場の実額を積み上げ）、全階層の合計を水産加工工場数で除して算出したものである。

取得している水産エコラベル認証

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。

ア MEL（日本；漁業・養殖）  
Marine Eco-Label Japan  
（水産エコラベル例）



イ MSC（英国；漁業）  
Marine Stewardship Council  
（水産エコラベル例）



ウ ASC（オランダ；養殖）  
Aquaculture Stewardship Council  
（水産エコラベル例）



エ BAP (アメリカ ; 養殖)  
Best Aquaculture Practices  
(水産エコラベル例)



オ Alaska RFM (アメリカ ; 漁業)  
Certified Seafood Collaborative  
(水産エコラベル例)



### Ⅲ 利用上の注意

#### 1 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの

「-」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公

#### 2 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

#### 3 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

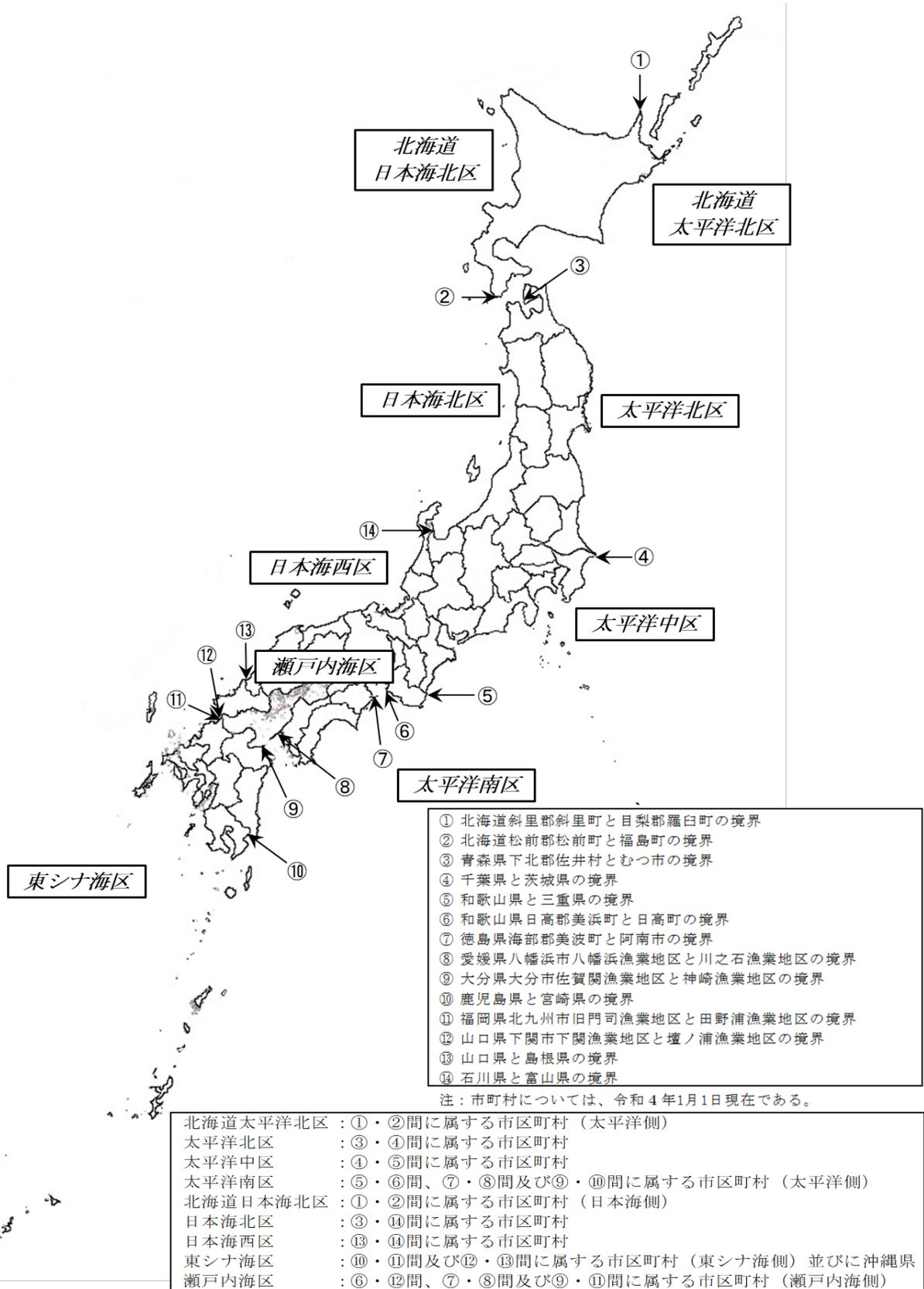
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/> 】

#### 4 大海区区分図



#### IV 2023年漁業センサス（流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査）の主な改正点

2023年漁業センサス（流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査）の実施に当たっては、我が国漁業及び水産行政の動向を踏まえ、次の変更を行った。

##### 流通加工調査（冷凍・冷蔵、水産加工場調査）

- (1) 輸出実態を把握するため、水産物の販売金額に占める輸出金額の割合を新たに把握した。
- (2) 水産資源の持続的利用や環境に配慮した方法により漁獲・生産された水産物の水産エコラベル認証（流通加工段階認証）の取得状況について新たに把握した。

#### V お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3660

（直通）03-3502-8467

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】